

## <参考資料>

- |   |         |             |      |
|---|---------|-------------|------|
| 1 | 平成 15 年 | 坂本村の要望書     | 1 頁  |
| 2 | 平成 18 年 | 八代市の要望書     | 9 頁  |
| 3 | 平成 23 年 | 藤本地域振興会の要望書 | 19 頁 |
| 4 | 平成 24 年 | 八代市議会の意見書   | 21 頁 |



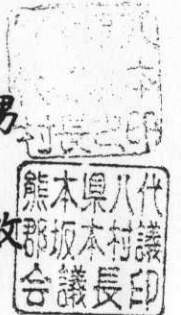
坂総第1346号  
坂議第 241号  
平成15年10月9日

熊本県知事  
潮谷義子様

熊本県八代郡坂本村

村長 本村 征男

議会議長 松田 重敏



### 荒瀬ダム撤去に関する諸対策について(要望)

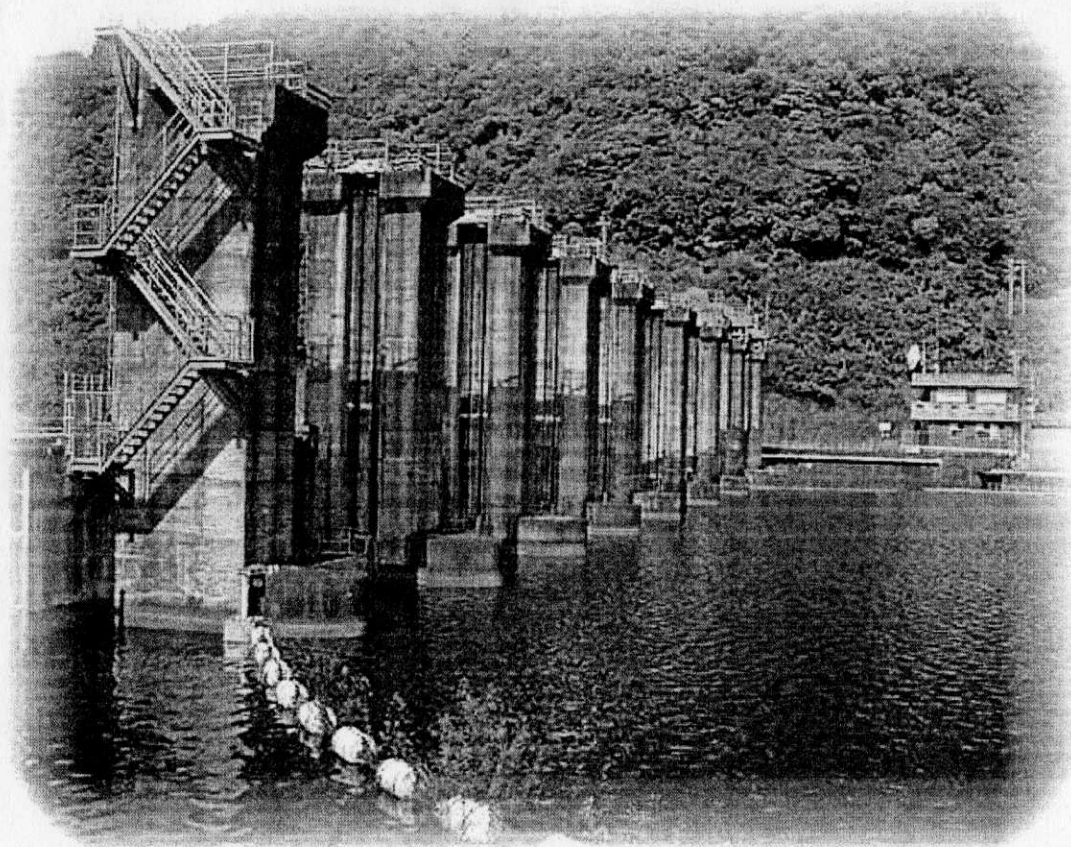
「環境の世紀」と言われる21世紀においては、地球環境の保全が人類共通の課題として認識されている中、県営荒瀬ダムについて全国で初めて既存ダムを撤去する方針を表明されました。さらに、専門家や地元代表からなる「荒瀬ダム対策検討委員会」が立ち上げられ、ダム撤去の工法や環境対策などについて審議をはじめられたことに対しまして、地元自治体として深く感謝と敬意を表するところであります。

坂本村としましても、全国初というダム撤去について、地元自治体としての立場から、それらの諸対策の検討にあたっては、少なからず民意を反映させたものであって欲しいと願うものでありますが、ダム撤去に伴う諸対策等につきまして、現段階で村民が不安視する点や懸念される事項につきまして、別紙の通り意見を取りまとめた次第であります。

今後この撤去対策につきましては、各方面で論議されることと存じますが、地元住民の素朴で率直な要望として受け止めいただき、それぞれの検討結果を実施主体としての意思決定に確実に反映させていただくよう特段のご配慮をお願い申し上げます。

# 荒瀬ダム撤去に関する諸対策について (要 望 書)

平成15年10月9日



熊本県八代郡  
坂 本 村

## は じ め に

いま全国の河川ダムのうち、今から49年以前に完成したダムは、全体の約3割の800余りで、90年以上たつダムは、102施設にのぼるという。

こうした状況の中で、県が打ち出した荒瀬ダム撤去の英断については、『既存ダムを撤去し、川の再生を目指す』という点で高く評価されている。かつて国交省との懇談の中で、このダム撤去に関して「ダムが50年間かけて壊した自然環境であれば、撤去を機に50年間かけて再生しなければならぬ」との発言もあったやに聞くが、今後50年をかけて流域にマッチした球磨川の再生を目指すには、事業実施段階の手続きよりはるかに前の段階で、複数の計画案の比較検討を行い、特に環境面からの評価を明らかにすることを通じて、再生計画をより環境に配慮したものに調整していくことができれば、その意義は大きいと考える。

また、この再生にあたっては、地域住民に対して、国や県、村としての総合的な施策との関連性なども含めた球磨川再生のための「事業の必要性と効果」について「撤去・再生計画策定の検討経緯」とともに、ていねいで説得力のある説明をなされることが極めて重要と考える。

なお、今回の要望にあたって、ダム撤去対策や球磨川再生については、いくつかの課題が見出されることになったが、村民の安全で、快適な生活環境を確保するために、今後、これらの課題に対して国・県・村それぞれの視点で捉え、それぞれの立場で対応し『球磨川再生』という大きな目標に向かって、邁進すべきと考える。

### ◎環境重視の視点

村民の終局の願いは、ダム撤去そのものではなく、この撤去を機に「開発を前提として、できる範囲で環境に配慮する」というこれまでの考え方を転換すべきではないか、という点にある。いまや、開発か環境かの二者択一を問うのではなく、より高い次元での環境と開発の調和が必要とされる時代であるということ認識したうえで、環境面からの検討結果を実施主体の意思決定に確実に反映させていただくことを願うものである。

以上の視点に立って、次の項目について要望するものである。



## 1 ダム撤去前の対策について

ダムの完全撤去は、全国初の取り組みでもあり、全国モデルとなることから7年後の撤去時期については、一日でも早まるよう最大限の努力を願うものであるが、その間、より具体的な環境影響の予測を行い、その保全措置を講じられたい。なお、ダムの具体的・専門的撤去対策については、既に県においては、検討委員会及び専門部会において検討されているが、特に地元自治体として次の事項について要望する。

### (1) ダム湖内の堆砂や泥土等の除去について

①ダム湖内の堆砂量は、約105万立方メートルと言われているが、この除去にあたっては、計画的に除去することとし、下流への土砂補給は、できるだけ自然の流水にまかせ、自然補給を図られたい。

仮に人為的に下流への土砂補給を行う場合は、流域全体の総合的な見地から専門的な調査、分析に基づき、補給の量・時期・場所等について関係機関との事前協議はもとより、地元への説明と十分な理解を得たうえで実施されたい。

②ダム湖内の泥土量は、約4万7千立方メートルとも言われているが、この泥土はできるだけ除去することとし、除去の時期に関しては、漁期を避け、下流域に流出させない工法とされたい。

除去すべき場所としては、より専門的な調査結果に基づき行われるものと思うが、百済来川の下流、佐瀬野地区右岸、ダム堰堤直上流については、特に配慮を願いたい。

③ダム下流の土砂除去のうち、特に藤本発電所排水路付近の河川にあっては、建設当時の送水路等の排土等が残存していることから、この除去についても検討されたい。

④土砂及び泥土の除去工事にあたっては、水質汚濁等の二次汚染に対する対策を講じるほか、河川の水質検査による実態把握に基づく対策を講じられたい。また、除去した堆積土砂等については、有効利用を図られたい。

## (2) 県道等の擁壁補修について

- ①県が行ったダム護岸調査では、55カ所、延長1,550mにおよぶ補修箇所が確認されているが、兩岸の崩壊危険箇所については、緊急度に応じて、ダム撤去前に施行されたい。
- ②特にダム周辺地域にあつては、撤去工事等に起因する宅地崩壊等が発生することが懸念されるので、ダム撤去との因果関係を検証できるような措置を講じたうえで、工事に着手されたい。
- ③ダム直下流の河床の復元を図るために、ダム建設当時の仮堰のコンクリート残骸も併せて撤去されたい。

## (3) 撤去工事中の環境・安全対策について

- ①ダム本体の撤去は、稚鮎の流下時期を避けるとともに、工事施行に伴う騒音、震動、粉塵等を考慮し、作業時間帯の制限など地域住民への説明会の実施をはじめ、周辺住民へは十分配慮されたい。
- ②工事施行にあたっては、建設リサイクル法に基づく破砕屑の完全処理をはじめ、濁水処理施設（沈渣池）を設け、工事に使用した機材屑（ワイヤー、番線など）を放置しないことはもちろん、護岸用に敷設されたテトラポットの必要性について検討されたい。
- ③撤去工事の施行にあたっては、安全対策、環境保全対策を十分に講じられたい。

## (4) 住民への情報提供について

ダム撤去に関する情報提供は、それぞれの立場での説明責任を果たす意味でも積極的な取り組みが求められる。特に撤去対策については、地元をはじめ関係者への事前説明はもとより、施工時の環境対策や工法等の公表など積極的に情報公開に努められたい。

## (5) 地域活性化対策について

- ①ダム撤去後の地元地域の活性化対策として、既存のダム及び発電関連施設のうち利活用可能な施設にあつては、極力、地元と協議のうえ存置につとめられたい。
- ②ダム撤去に関する工事施行にあたっては、地元商工業等の活性化対策に配慮されたい。